

平成 22 年度地方税制改正の概要について

【個人住民税関係】

1. 年少扶養控除の廃止など【地方税法改正】

- 15 歳以下の年少扶養者についての扶養控除 (33 万円、所得税:38 万円) を廃止、16~18 歳については特定扶養控除 (45 万円、所得税:63 万円) から一般扶養控除 (33 万円、所得税:38 万円) に移行する。
- 年少扶養控除の廃止にともない、同居特別障害者加算 (23 万円、所得税:35 万円) を扶養控除への加算から、障害者控除への加算に改める。
- 平成 24 年度分以後の個人住民税について適用。(所得税は 23 年分から)

2. 生命保険料控除の見直し【地方税法改正】

平成 24 年 1 月 1 日以降の契約分から、新たに介護医療保険料控除を設け、一般生命保険料控除、個人年金保険料控除のそれぞれの上限を 28,000 円(現行:一般分、個人年金分で上限各 35,000 円)とし、全体の上限を現行と同じ 7 万円とする。同日前の契約分は現行制度を適用する。

3. 少額投資のための非課税措置の創設【本議決】

- 非課税口座を創設した場合、上場株式についての毎年の新規投資額 100 万円までの配当・譲渡益を非課税とする。
- 平成 24 年からの上場株式の配当・譲渡益に対する本則課税 20% (住民税 5%、所得税 15%) 開始時から適用する。

4. 65 歳未満の者の公的年金にかかる所得割の徴収方法【専決】

年金特別徴収開始にともなう法改正により、65 歳未満の者の年金所得にかかる所得割の徴収方法が普通徴収に限定されることになってしまったことを改め、給与からの特別徴収もできるようにする。

5. 個人の道府県民税に係る徴収取扱費交付金の特例措置【地方税法改正】

道府県民税の賦課徴収事務を市町村が行うために要する経費を補償するため、道府県が市町村に対して交付しているが、平成 22 年度に限り納税義務者 1 人あたり単価を 3,300 円とする。所得税データの市町村への電子送付の開始にともなうシステム改修経費として増額。(本則:3,000 円。平成 19、20 年度は 4,000 円…税源移譲関係経費として特例。平成 21 年度は 3,300 円:年金特徴、市町村民税手続きの電子化経費として増額。)

県 → 市へ

【固定資産税関係】

1. 新築住宅特例をはじめとする住宅関連特例の延長【地方税法改正】

- 新築住宅特例 (一般:3 年度分 1/2、中高層耐火:5 年度分 1/2) 2 年延長
- 長期優良住宅特例 (一般:5 年度分 1/2、中高層耐火:7 年度分 1/2) 2 年延長

- 省エネ改修住宅特例（1年度分 1/3）3年延長
- バリアフリー改修住宅特例（1年度分 1/3）3年延長

【市たばこ税関係】

1. 税率改正

たばこ税の税率を次のように引き上げる。【本議決】

	(現行)	(改正案)
国のたばこ税 1,000 本につき	3,552 円	→ 5,302 円
道府県たばこ税 1,000 本につき	1,074 円	→ 1,504 円
市町村たばこ税 1,000 本につき	3,298 円	→ 4,618 円
合計 1,000 本につき	7,924 円	→ 11,424 円

(注) 改正は、平成 22 年 10 月 1 日から適用する。

ただし、旧 3 級品については、(国、都道府県は省略)

市町村たばこ税 1,000 本につき 1,564 円 → 2,190 円

2. たばこ税都道府県交付金の課税定額の改正【地方税法改正】

たばこ税都道府県交付金の算定にあたり、課税定額の基礎となるたばこ消費基礎人口に乗ずる数を 2（現行 3）とすること。22 年度税収にかかる 23 年度交付分から適用。

3. たばこ税額を条件とする補助金等の禁止【地方税法改正】

小売販売業者対し、市町村たばこ税額等を条件とする市町村からの補助金等の交付又は貸付金の貸付けを禁止すること。

【国民健康保険税】

1. 課税限度額の引き上げ（政令改正）【専決】

医療分にかかる課税限度額を 50 万円に引き上げる。（現行 47 万円）

後期高齢支援分にかかる課税限度額を 13 万円に引き上げる。（現行 12 万円）

2. 非自発的失業者の保険税の軽減【専決】

国民健康保険の被保険者が、倒産や解雇等の理由により離職した雇用保険の受給資格者である場合等に、所得に給与所得が含まれている場合には、給与所得の金額を 30/100 として算定する。

平成 22 年度税制改正に伴い「地方税法等の一部を改正する法律」が国会へ提出されました。いずれも 3 月 31 日可決決定され交付されました。平成 22 年 4 月 1 日から施行する必要があるものについては、栗東市税条例及び栗東市国民健康保険税条例の一部改正を専決処分させて戴きました。